

**重要**

# 共同募金配分施設・団体に対する留意事項

[令和2年共同募金令和3年度実施事業]

令和3年3月31日

すべての施設・団体に関係しておりますので、**必ず**ご確認いただき、手続きをしていただきますよ

うお願いいたします。また、本年度より変更となっている部分もありますので、**必ず**ご一読ください。

## 1.会計処理について

令和3年度事業費として使途を指定して配分しているのので、会計上明確にし、諸帳簿および事業関係書類を整備してください。

## 2.見積もりについて

申請時に取得した見積もりと金額が異なる場合は、事業実施前に再度見積もりを取得してください。商品等がなく代替品になる場合も見積もりをとり、変更申請が必要か山梨県共同募金会へ確認をしてください。

## 3.広報・受配表示について

- ①配分事業については、共同募金会から配分を受けている旨を表示する（受配シール、受配板[シール貼り付け不可の場合は受配板を購入して頂きます。]）とともに機関紙・ホームページ・SNS・マスコミ等への広報に務めるようにしてください。団体については機関紙・ホームページ・SNS・マスコミ等への広報に務めるようにしてください。（団体は受配シール、受配板不要）
- ②貴施設、団体の決算書・事業報告書等に共同募金配分事業内容を明確に記載してください。  
事業実施年度は申請の翌年になっておりますので注意してください。

## 4.事業の変更について

事業の変更につきましては変更申請の提出が必要となります。変更申請せずに事業を実施した場合返還していただく場合もございますのでご注意ください。

## 5.事業精算報告等について（「別紙**重要**精算報告書作成の注意点」もご覧ください。）

- ①事業精算報告書様式については別紙様式とし、事業終了後速やかに次の窓口まで山梨県共同募金会市町村支会・分会（市町村社会福祉協議会内）へ提出する施設は**2部（正本・副本）**、山梨県共同募金会（山梨県福祉プラザ内）へ直接提出する団体は**1部（正本）**ご提出ください。  
最終期限は令和4年5月27日（金） [提出完了]までとさせていただきます。
  - ・**施設**については、申請書を提出された山梨県共同募金会市町村支会・分会（市町村社会福祉協議会内）まで**2部（正本・副本）**を提出
  - ・**団体**については、山梨県共同募金会まで**1部（正本）**を提出
  - ・**様式**精算-1、**様式**精算-2につきましては精算報告書に記載されているメールアドレスへ送信してください。（PDFに変換せず Word、Excel データでの送信をお願いいたします。）

（次ページへ続く）

**重要**

②添付書類については、事業に係る領収書（写）、納品書等（写）、決算書、事業報告書、予算書、写真（物品は共同募金受配シール等が貼ってあること）、印刷物（「共同募金配分金事業」を入れる事）等を添付していただくこととなりますので、必ず保管してください。また、可能な限り **A4、A3** での添付をしてください。

**決算書、事業報告書と予算書**については、**提出可能日を必ず**ご記入いただくと共に**決算書、事業報告書は該当ページに付箋等を付け、該当箇所にマーカー等でしるし**をつけてください。

決算書、事業報告書と予算書は「翌年度申請時に添付してあるので添付しない」ことはおやめください。（申請は申請で一部ずつ、精算報告は精算報告で一部ずつとなります。）

添付した資料につきましては必ず精算報告書のチェック欄に○をしてください。

（○がないものが見受けられます。再度提出していただく場合もございますので注意してください。）

## 6.配分金の返還について

事業完了時に配分金に残金が生じた場合は、返還いただくこととなりますので、当会までご連絡ください。

## 7.不明点について

必ず山梨県共同募金会（山梨県福祉プラザ内）や山梨県共同募金会市町村支会・分会（市町村社会福祉協議会内）にお問い合わせください。

## 共同募金申請～精算までの流れ [令和2年共同募金令和3年度実施事業]

					現在	今後
令和2年度 5月～6月	7月	9月	10月～ 3月	3月末	令和3年度 4月～翌年3 月	令和4年 5月27日(金)までに
申請受付	目標額 決定	厚生労働 大臣告知	募金 活動	配分金 決定	配分金交付 事業執行	事業終了後 精算報告提出